

(別紙)

## 対香港輸出殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱

平成27年11月27日

### 1 趣旨

本要綱は、香港に輸出される殻付き家きん卵及び卵製品（以下「対香港輸出卵等」という。）について、取扱施設の登録及び輸出検疫証明書の交付の手續等を定めるものである。

### 2 定義

- (1) 「家きん卵」とは、鶏、あひる、ガチョウ又は七面鳥の卵をいう。
- (2) 「卵製品」とは、家きん卵の加工品であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、複数の原材料からなるものであつて原材料のうちの一つが家きん卵である場合を除く。
  - ア 部分的に加熱したもの
  - イ 塩漬け等保存のための加工を行ったもの
  - ウ 冷凍、液体又は乾燥状態のもの
  - エ 機能性成分（栄養価、保存、食感、粘度、食味、外観、香り等に影響を与えるもの）を含むもの

### 3 対香港輸出卵等の要件

対香港輸出卵等が別紙様式6の別添の追加輸出証明書の2に掲げる追加証明事項に適合していること。

### 4 対香港輸出卵等取扱施設の登録

- (1) 香港に輸出される殻付き家きん卵の洗浄及び包装施設又は卵製品の製造施設の設置者若しくは営業者は、別紙様式1により、当該施設を所管する都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）宛て申請する。
- (2) 申請を受けた都道府県知事等は、当該施設を対香港輸出卵等取扱施設として登録し、施設番号を付与の上、別紙様式2のリストに記載し、別紙様式3により、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長宛てに報告する。また、施設番号を付与した場合は、申請者に当該施設番号を連絡する。なお、施設番号は、アルファベット及び数字の組合せとする。
- (3) 厚生労働省は、(2)の報告を受けた場合、当該施設を対香港輸出卵等取扱施設リストに取りまとめるとともに、当該リストを農林水産省消費・安全局動物衛生課宛てに連絡する。

- (4) 連絡を受けた農林水産省消費・安全局動物衛生課は、当該リストを動物検疫所宛てに連絡する。
- (5) 都道府県知事等は、(1)の申請者が別紙様式2のリストに登録された内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長宛てに報告する。当該変更内容について、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び動物検疫所への連絡は、(3)及び(4)の対応に準じる。

## 5 輸出検疫証明書の交付

- (1) 香港に殻付き家きん卵及び卵製品を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、家畜伝染病予防法施行規則第52条別記様式第29号に別紙様式(殻付き家きん卵の場合:別紙様式4、卵製品の場合:別紙様式5)及び家畜防疫官が指示する必要書類を添えて、動物検疫所長宛てに輸出検査申請を行う。
- (2) 動物検疫所長は、(1)により輸出検査申請された殻付き家きん卵及び卵製品が3に定める対香港輸出卵等の要件を満たし、対香港輸出卵等取扱施設由来である場合、輸出者に対して別紙様式6を交付する。

## 6 その他

- (1) 香港特別行政区政府からの連絡等により対香港輸出卵等の衛生状態が不良であることが推定又は確認がされた場合は、厚生労働省からの連絡を受けて、関係する対香港輸出卵等取扱施設を所管する都道府県等は、当該施設及び必要に応じ当該施設に家きん卵を出荷した農場等の調査を行う。
- (2) 対香港輸出卵等取扱施設を所管する都道府県等は、香港特別行政区政府から当該施設の監視指導結果や残留物質モニタリング検査結果の提出を求められた場合は、対応する。

(別紙様式1)

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長

申請者 住所  
氏名 (署名又は印)  
(法人にあってはその所在地、名称、代表者の氏名)

対香港輸出卵等取扱施設登録に係る申請書

「対香港輸出殻付き家きん卵及び卵製品の取扱いについて」(平成27年11月27日  
付け生食発1127第3号・27消安4367号)に基づき、下記施設について、対香港  
輸出卵等取扱施設としての登録を申請します。

記

1. 対香港輸出卵等を取り扱う施設の名称及び所在地(日本語・英語併記)
2. 添付書類
  - (1) 施設の現状が確認できる書類(施設の名称及び所在地、設置者の氏名及び住所、設  
立年月日、従業員数、施設の図面、組織及び責任体制並びに製品の洗浄、包装又は加  
工の工程図等)
  - (2) 卵製品を取り扱う場合は、製品の概要が確認できる書類(原材料及び製造方法等)



(別紙様式3)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

都道府県知事等名

対香港輸出卵等取扱施設の報告について

「対香港輸出殻付き家きん卵及び卵製品の取扱いについて」(平成27年11月27日  
付け生食発1127第3号・27消安4367号)に基づき、別添のとおり、取扱施設の  
登録を行ったので報告します。

(添付資料)

申請書の写し及び対香港輸出卵等施設リスト

(別紙様式4)

## 香港向けに輸出される食用殻付き卵に関する申告書

番号

年月日

申告者（採卵養鶏場）の名称及び住所

(印)

私（申告者）は、下欄の1に示す殻付き卵について、下欄の2及び3の内容を満たしていることを申告します。

### 1. 輸出する製品の詳細

数量（重量、個数又は小売数）	
生産農場（採卵養鶏場）の名称及び所在地	
取扱施設（GPセンター等）の名称及び所在地	
取扱施設（GPセンター等）の施設番号	
産卵日、採卵日または集卵日	
包装日	
特徴・商標・格付け等	

- 上記の製品は、所轄官庁の監督下で、家きんの伝染病及び農薬・医薬品等の有害物質の残留に関し、家畜伝染病予防法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を遵守して生産されたものです。
- 上記の製品は、食品衛生法に従い、衛生的に取り扱われ、処理され、包装され、保管され、輸送された食用の殻付き卵です。

(別紙様式5)

## 香港向けに輸出される卵製品に関する申告書

番号

年月日

申告者（製造施設）の名称及び住所

(印)

私（申告者）は、下欄の1に示す卵製品について、下欄の2及び3の内容を満たしていることを申告します。

### 1. 輸出する製品の詳細

数量（重量、個数又は小売数）	
取扱施設（製造施設）の名称及び所在地	
取扱施設（製造施設）の施設番号	
製造日	
加熱条件（中心温度、加熱時間等）	
特徴・商標・格付け等	

- 上記の製品は、所轄官庁の監督下で、家きんの伝染病及び農薬・医薬品等の有害物質の残留に関し、家畜伝染病予防法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を遵守して生産されたものです。
- 上記の製品は、食品衛生法に従い、衛生的に取り扱われ、処理され、包装され、保管され、輸送された食品です。

(別紙様式6)

日本国農林水産省  
輸出検疫証明書  
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号  
Certificate NO.

申請者住所  
Address of applicant

発行年月日  
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, Nos, of package or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or package	
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	See attached sheet.

農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service

家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏名  
(Signature)

印  
(Seal)



## Additional Export Quarantine Certificate

**For Poultry eggs and egg products from Japan to The Hong Kong Special Administrative Region (HKSAR)  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government**

Certificate No.

Date of Issue

### 1. Additional Information

Name and address of farm (for eggs only)	
Name and address of Grading and Packing Center or processing plant	
Date of production	

### 2. Additional Attestations

- (i) The poultry eggs were come from Notifiable Avian Influenza and Newcastle Disease free country, zone or compartment or under other conditions as stipulated in the World Organization for Animal Health Terrestrial Animal Health Code.
- (ii) The poultry eggs were safely produced at the farm above mentioned under the control of relevant competent authorities of Japan and are therefore fit for human consumption.
- (iii) The poultry eggs and egg products were produced to comply with the Domestic animal infectious diseases control law, Law Concerning Safety Assurance and Quality Improvement of Feeds, Law on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products including Pharmaceuticals and Medical Devices and the Hong Kong legislation and regulations for food safety regarding to harmful substances (including but not limited to chemical hazards and drug residues).
- (iv) The poultry eggs were handled, processed, packed, stored and transported hygienically in compliance with legislation and directives administrated by relevant competent authorities of Japan; in addition, their surfaces were sanitized in accordance with OIE's standard.
- (v) The egg products were produced and packed hygienically, processed to ensure the destruction of avian influenza virus in accordance with OIE's standard, and took the necessary precautions to avoid contact of the commodity with any source of avian influenza virus; therefore fit for human consumption.

Animal Quarantine Service

Official Stamp

Animal Quarantine Officer

Signature

追加輸出証明書  
日本から香港特別行政区向け家きん卵及び卵製品  
日本国農林水産省

証明書番号

発行日

1. 追加情報

生産場所(採卵養鶏場)の 名称及び所在地(卵の場合)	
GPセンター又は加工施設の 名称及び所在地	
生産日 <sup>(注)</sup>	

(注)別紙様式4の包装日を記載のこと。

2. 追加証明事項

- OIE陸生生物コードにおいて通報対象鳥インフルエンザ及びニューカッスル病の清浄国、ゾーン又はコンパートメント又はその他規定において規定される地域に由来する。
- 当該家きん卵は、日本の所轄当局による管理のもとで、上述の農場において安全に生産され、人の食用に適している。
- 当該家きん卵及び卵製品は、家畜伝染病予防法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに有害物質(化学物質及び残留医薬品を含むがこれに限らない)に関しては香港の食品安全に係る法律・規則を順守して生産されている。
- 当該家きん卵は、日本の所轄当局による法律および通知を順守して、衛生的に取り扱われ、加工され、包装され、保管され、また、輸送された。さらに、OIEの基準に基づきその表面は衛生的に処理された。
- 当該卵製品は、衛生的に製造され、包装され、OIEの基準に基づき鳥インフルエンザが不活化処理された。また、鳥インフルエンザの要因となる製品との接触を避けるための必要な措置が講じられており、ヒトの食用に適する。

動物検疫所

公 印

家畜防疫官

署 名